

令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要 1（公立学校分）

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	令和元年度	平成 30 年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	10,596 件	10,007 件	589 件 増加
いじめの認知件数 (公立小・中・高・特別支援学校)	28,245 件	25,106 件	3,139 件 増加
いじめの解消率			
令和 2 年 3 月 31 日現在の状況	77.2%	76.3%	0.9 ポイント増
令和 2 年 7 月 20 日現在の状況	94.4%	92.3%	2.1 ポイント増
【県独自】			
小・中学校長期欠席者数 (公立小・中学校)	18,345 人	17,427 人	918 人 増加
うち、小・中学校不登校児童・生徒数	14,148 人	12,594 人	1,554 人 増加
高等学校長期欠席者数 (公立高等学校)	6,516 人	6,920 人	404 人 減少
うち、高等学校不登校生徒数	2,614 人	2,705 人	91 人 減少
中途退学者数 (公立高等学校)	2,354 人	2,929 人	575 人 減少

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

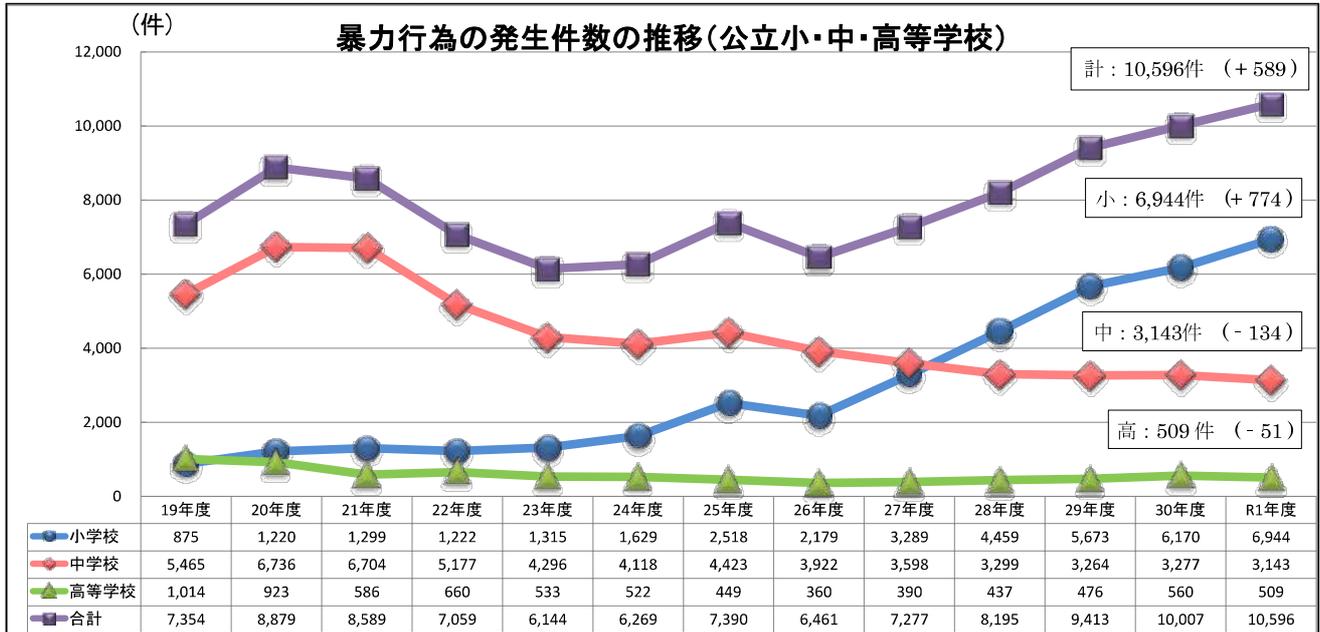
I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 7
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 7
〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・ 8
VI 暴力行為、いじめ、不登校 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 10
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 12
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教委）	・・・ 13
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 15
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 17
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 18
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 19
7 出席停止の状況（市町村教育委員会）	・・・ 19
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 20
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 21

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
8ページに記載しております。

暴力行為の発生件数は、小学校での増加が続いています

暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）

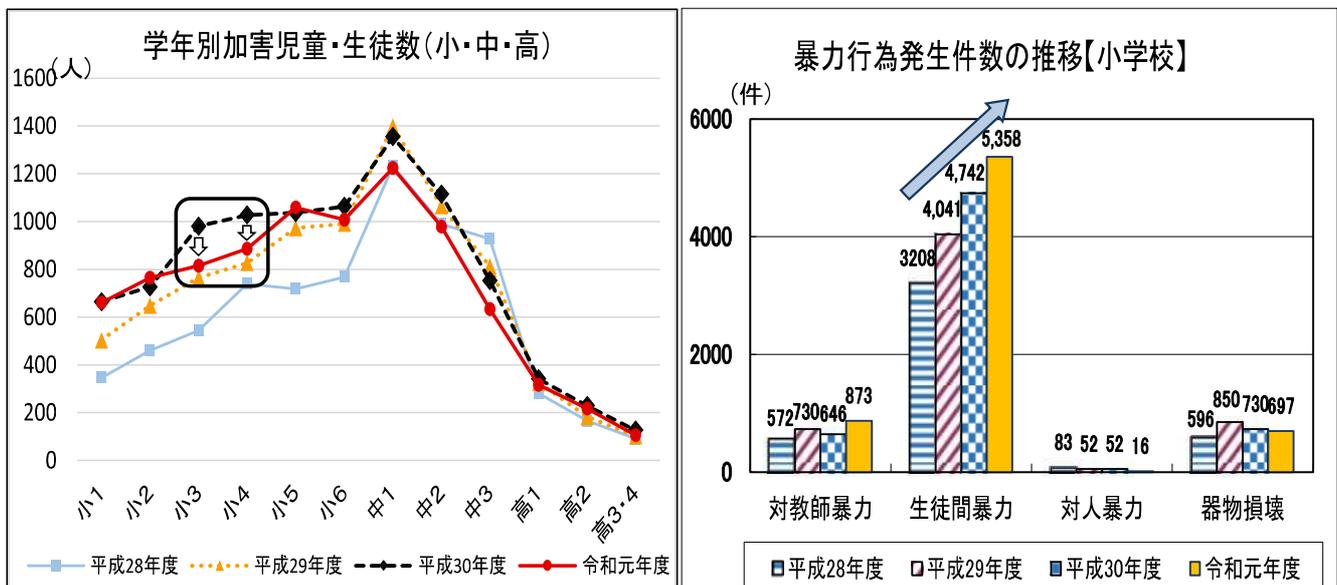


令和元年度、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より**589件増加し10,596件**でした。平成27年度以降、小学校において増加が続いています。

コミュニケーションと感情コントロールのスキル等の指導が重要です

平成30年度に増加が顕著だった、小学校3・4年生の加害児童数は減少しましたが、小学校全体の暴力行為の発生件数は増加傾向にあります。また、小学校の暴力行為の形態別発生件数を見ると、生徒間暴力が増加しています。引き続き、児童間の人間関係づくりの指導が必要です。

小学校3・4年生のころになると児童は、友人とのかかわりの中でルールを意識し、相手の良いところを見つけたり、周囲の望ましい行動を自分の中に取り入れたりすることができるようになります。その後、他者との違いが分かるようになり、友人の気持ちに寄り添うことができるようになります。他者とのかかわりの中で多くのことを学ぶこの時期に、小学校においてコミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について重点的に指導することが重要です。

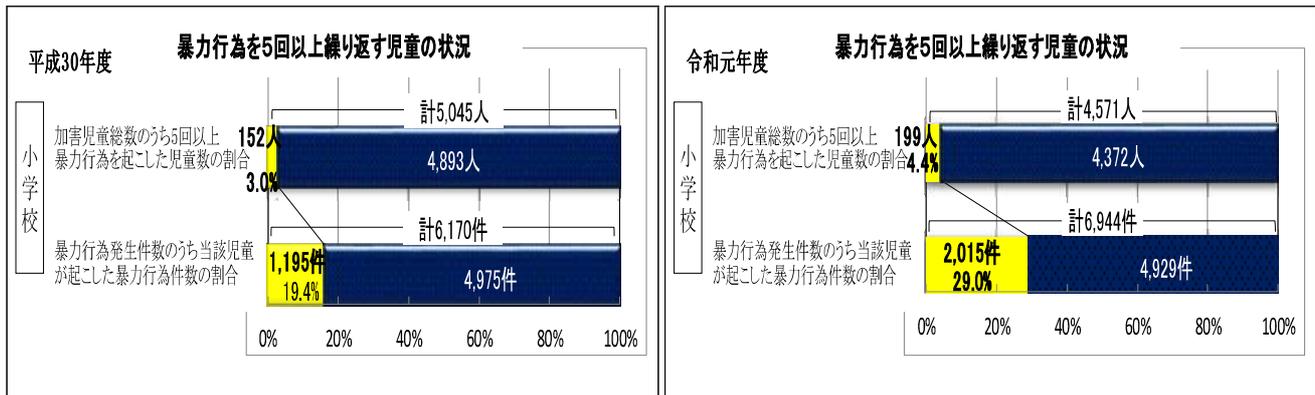


行動の背景を理解し、感情を言葉で表現できるように指導することが大切です

小学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児童数は令和元年度199人で、全体の4.4%となっています。さらに、5回以上繰り返す児童が起こした暴力行為の件数は2,015件で、全体の29.0%となっており、いずれも平成30年度に比べ増加しています。

暴力行為を繰り返す児童・生徒への指導・支援については、全教職員で「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を共有したうえで、毅然とした指導を行うとともに、児童・生徒がその行為にいたるまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるよう支援します。

そのうえで、された側の気持ちを思いやり、今後、同じような場面において、どのように行動すればよいのかをともに考えます。一方的、高圧的な指導ではなく、双方向の対話的な指導を心がけます。そして行動の変化が見られた場合には、それを見逃さず認めることが重要です。また、学校全体で継続して見守っていることを、その児童に伝えていくことも大切です。



また、暴力行為の背景にある心理的な課題や生活環境の課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関との連携・協働で教育相談を充実させることが重要です。さらに、家庭・地域等の理解を得て、地域ぐるみで子どもたちを見守る取組を推進することが大切です。

『アンガーマネージメント』

カッとなる感情、怒りの感情をコントロールする方法として、「アンガーマネージメント」があります。児童・生徒と一緒に「自分なりの怒りのコントロールの方法」を考えましょう。

「怒り」とは？

- ・怒りの感情は、人間にとって必要な感情の一つで、その感情そのものに問題はありません。
- ・怒りの感情を出さないで我慢すると、怒りの感情が強化されることがあります。また、出し方によっては、自分で怒りを煽り立て相手への敵意がますます強くなってしまふこともあります。

「怒り」発生の段階

- ・①出来事に遭遇 ②出来事に意味づけ ③怒りが発生 の3ステップになります。一瞬で怒りが発生するわけではなく、3ステップの中で対処が可能であると考えてください。

『怒りをコントロールするために』〈日ごろから〉

- ・自分の中の怒りがどこから来ているのか、
考えてみましょう。
- ・なぜ自分がそこまで怒ってしまうのか、
理解を深めましょう。
- ・自分と相手の立場の違いを認め、
相手の考え方を理解する努力をしましょう。
- ・日々の体調管理をするようにしましょう。

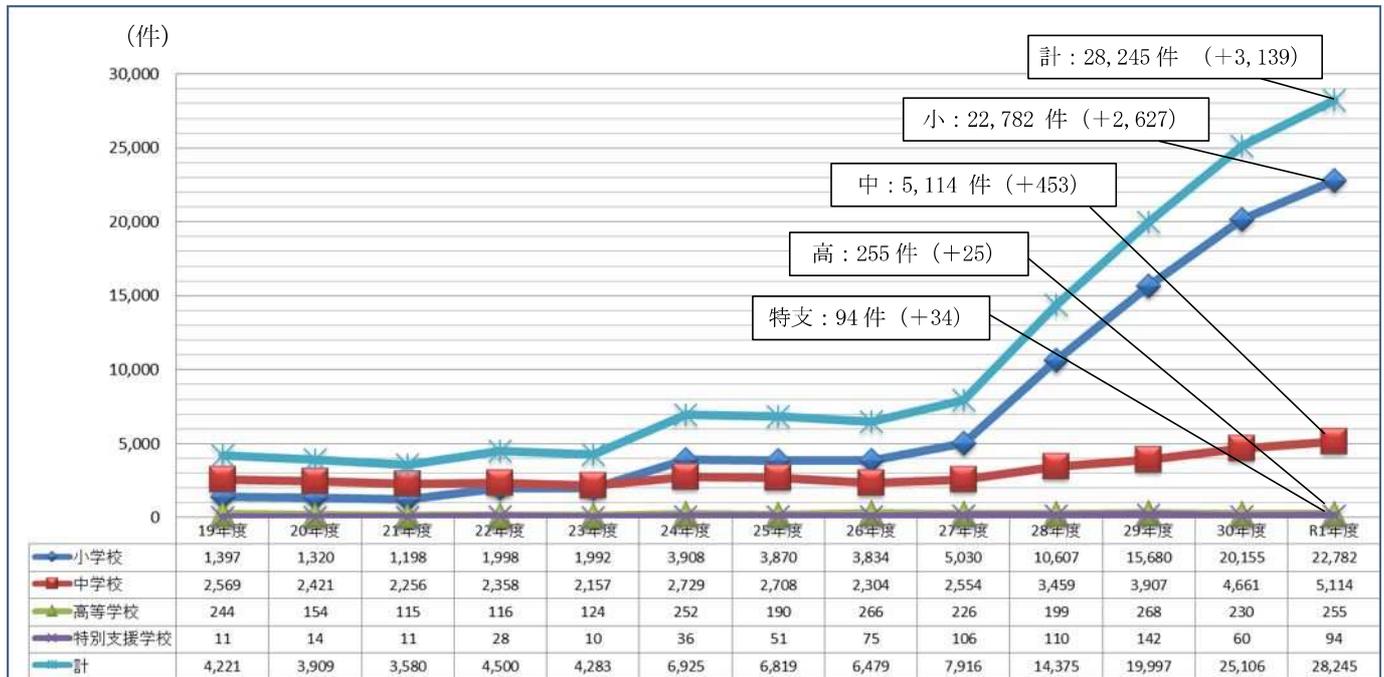
『怒りをコントロールする方法』〈カッと来たとき〉

- ・「大丈夫」「成長するチャンス」等の
魔法の言葉を用意しましょう。
- ・6秒ルール：頭の中で6秒カウントしてみましょう。
- ・相手との距離を取り、
状況によってその場を離れましょう。
- ・深呼吸をしたり、怒りを振るい落とすように
大きく体を動かしたりしましょう。

参考 神奈川県教育委員会 『児童・生徒指導ハンドブック』平成30年6月

小・中学校で、多くのいじめが認知されています

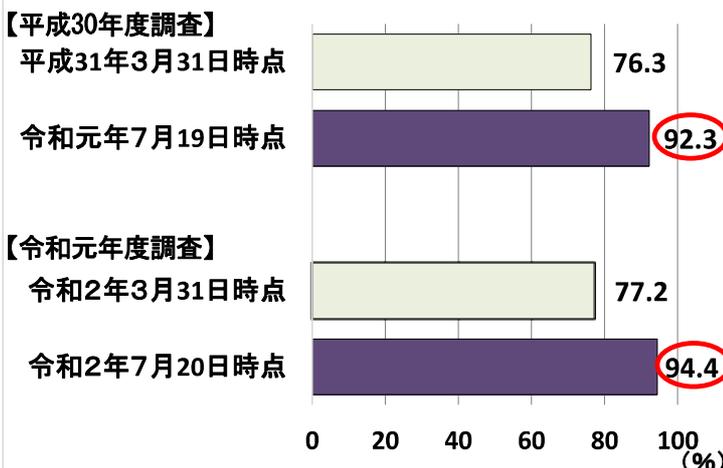
いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



令和元年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より3,139件増加し、28,245件でした。平成27年度以降、小・中学校において増加が続いています。

いじめの解消に向けた継続的・組織的な指導・支援が重要です

いじめが解消している割合（小・中・高・特支）



前回調査から、3月31日（年度末）時点でのいじめの「解消率」に加え、本県独自の調査項目として、次年度の7月20日前後（夏季休業前）時点での「解消率」を設けています。

それぞれの時点での「解消率」は、左のグラフのとおり、平成30年度と比較して、上昇しています。

学校において、認知したいじめについて、年度を越えて、情報を引き継ぎ、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。

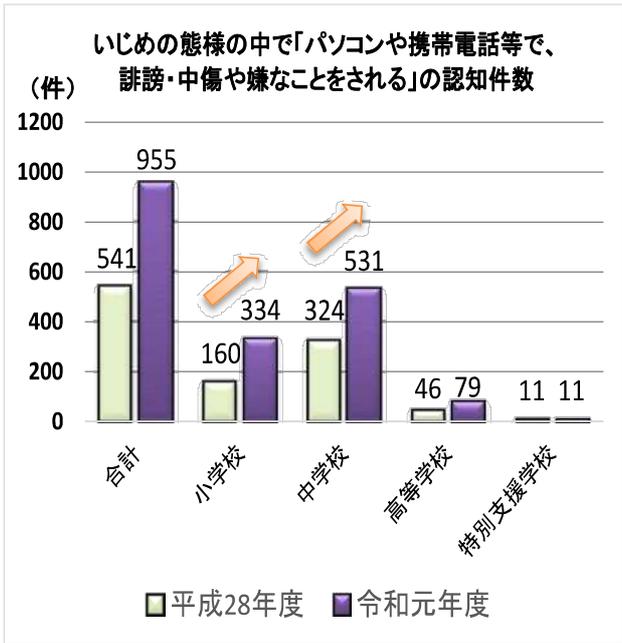
学校では、解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

【参考】いじめの解消（「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

子ども自身が、携帯電話等の望ましい使い方を考えることが大切です



いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、平成28年度と令和元年度を比較すると、特に小・中学校における増加が顕著です。

SNS等を用いたいじめは、大人が発見しにくいことから、学校では、子ども自身が自分のことで困ったときや、友だちのわずかな変化に気づいたときに、信頼できる大人に相談するなど、適切な行動がとれるように指導することが重要です。

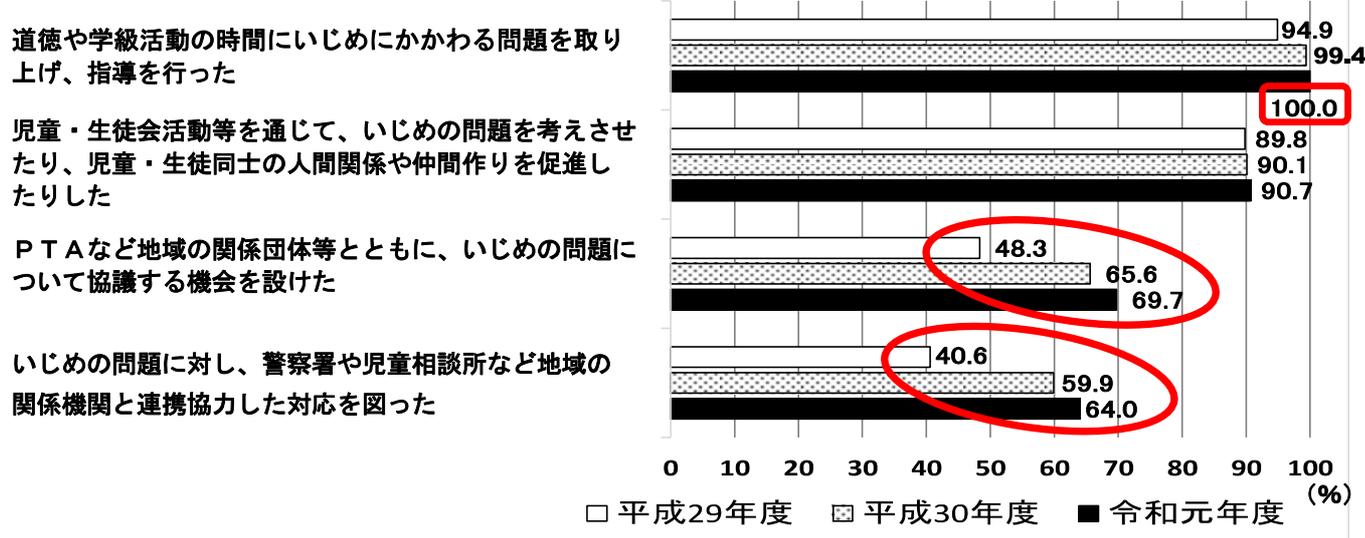
また、本年7月の文部科学省通知(※)を受け、中学校では、これまで以上に生徒自らが、携帯電話等の望ましい使い方を考えることや、情報モラルの意識を高めることが求められます。

そのため、学校が携帯電話等の取扱いを一方的に決めるのではなく、例えば、学校が生徒や保護者と一緒に、考え方やルール等について話し合い、合意形成を図っていくなどの取組が重要です。また、今後、小学生の携帯電話等の所有率が更に高まると想定されるので、小学校においても同様の取組が望まれます。

(※) 文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」令和2年7月31日
 小・中学校では、学校への携帯電話等の持込みを原則禁止としつつ、中学校では、校内における携帯電話等の管理方法が明確にされている等の条件の下、学校または市町村教育委員会が持込みを許可できるようになりました。

いじめの問題に対して、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です

**学校におけるいじめの問題に対する日常の取組
(公立小・中学校)**



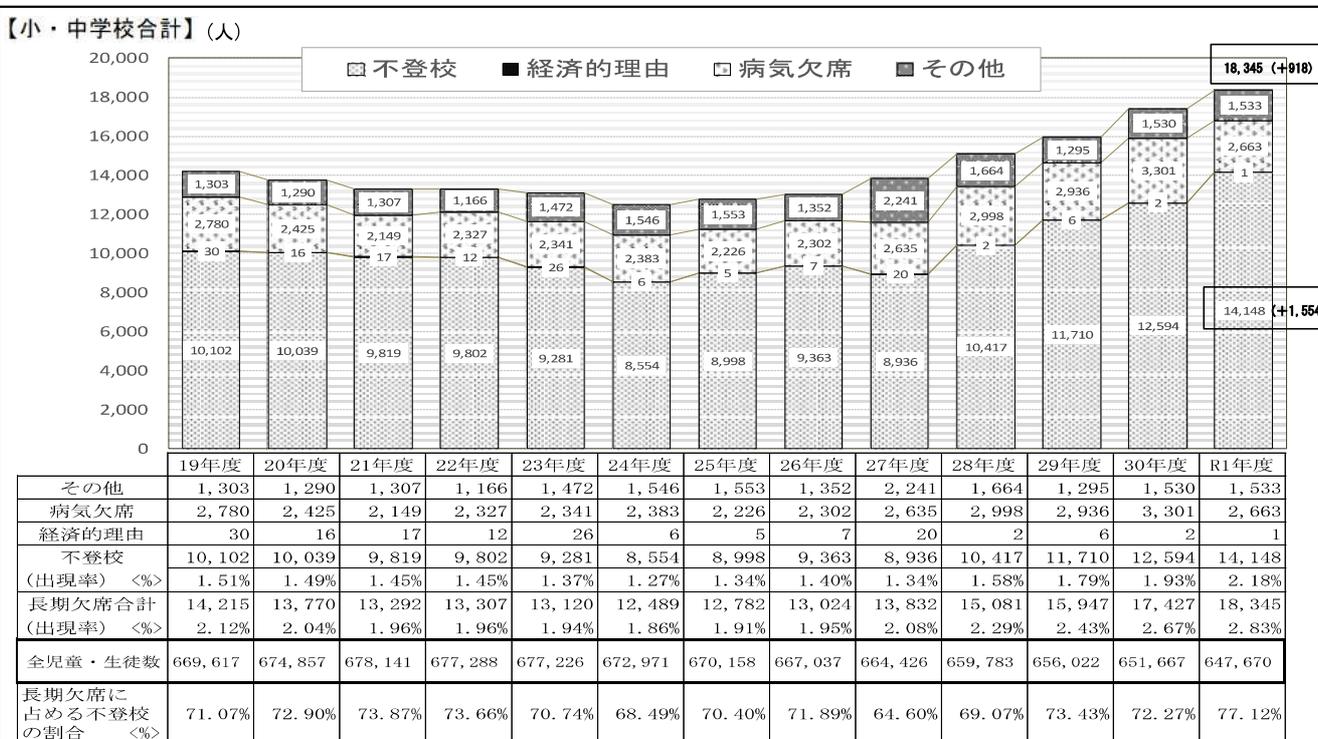
すべての公立小・中学校において、道徳や学級活動の時間にいじめの問題を取り上げた指導が行われています。すべての児童・生徒が学ぶ道徳科の教科書には、どの学年においてもいじめに関する教材が設定されています。学校では、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として考え、話し合うといった「いのちの授業」を行うことが大切です。

また、いじめ防止を推進するために、保護者、地域の方、関係機関等と、いじめの定義や学校いじめ防止基本方針、学校の取組等を共有する学校が増えています。学校・家庭・地域が、いじめの問題について対話することなどをおして、地域ぐるみでいじめが起きにくい環境づくりを、更に進めていくことが必要です。

Ⅲ 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

長期欠席者数（年間 30 日以上）の増加及び その中の不登校の児童・生徒数の増加が続いています

理由別長期欠席者（年間に 30 日以上欠席した児童・生徒）数の推移



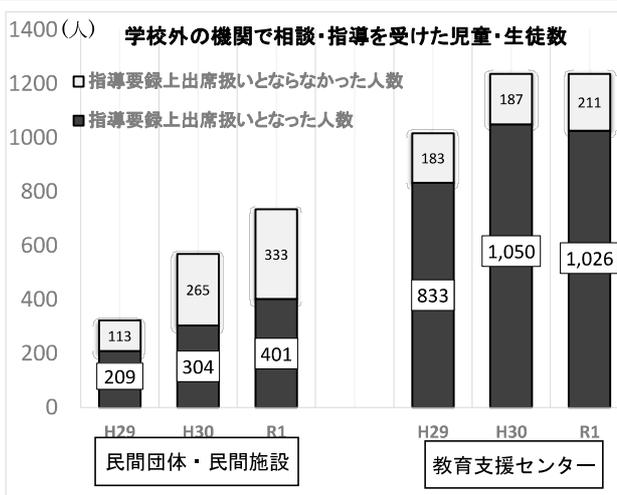
令和元年度、公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より 918 人増加し、18,345 人でした。そのうち、不登校の児童・生徒数は、1,554 人増加し、14,148 人でした。長期欠席者は平成 25 年度から、不登校の児童・生徒は平成 28 年度から毎年度増加しています。

多様な学びの場における支援が大切です

教育支援センターや民間のフリースクール等で学んでいる不登校の児童・生徒がいます。教育支援センターでは、平成 30 年度、令和元年度に 1000 人以上が、指導要録上出席扱いとなっています。また、フリースクール等の民間施設においても、令和元年度は、400 人以上が指導要録上出席扱いとなっています。

学校では、フリースクールをはじめとした関係機関等とこれまで以上に連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」と認めるなど、積極的に評価していくことが必要です。

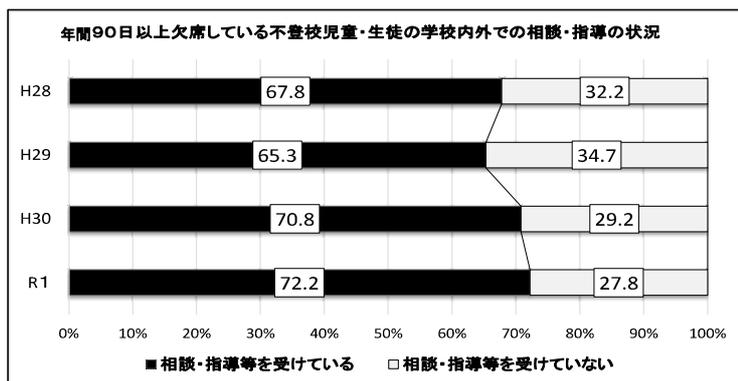
不登校の児童・生徒にとって、多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けて重要な支援となります。



不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

出典 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記1）令和元年10月25日

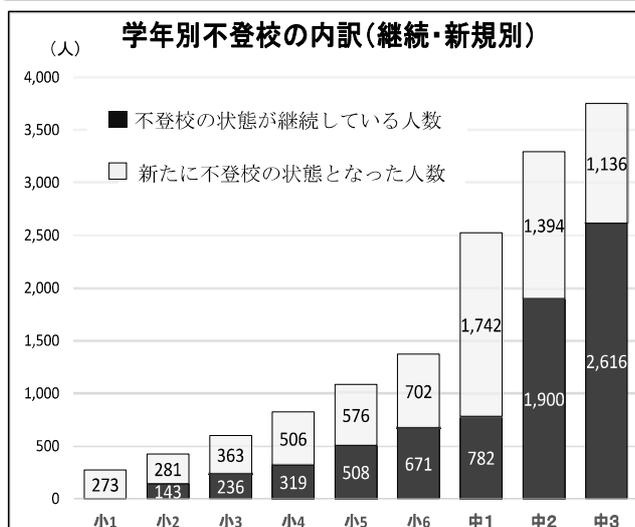
不登校の児童・生徒への「チーム支援」の取組が重要です



年間90日（年間授業日の半数程度）以上欠席している不登校の児童・生徒の約3割が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況です。

学校は、長期にわたって欠席している児童・生徒、保護者に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関等と積極的に連携し、「チーム支援」の取組を充実させていくことが重要です。

魅力ある学校づくりに取り組む必要があります



左のグラフは、令和元年度の各学年の不登校数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けて表しています。グラフを見ると、小学校2年生から中学校1年生までどの学年においても、継続者数を新規の不登校数が上回っています。

そのため、学校では新たな不登校を生まない未然防止および早期発見・初期対応の取組が必要不可欠です。

学校生活のあらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努めます。また、同時に豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが必要です。

魅力ある学校づくり

- ①実態を把握する：自分たちの学校生活をどう捉えているか、児童・生徒の声を把握
- ②教職員全体でプランを立てる：児童・生徒の捉えを受け、取組をプランニング
- ③手立てを講じる：教職員主体の「居場所づくり」と児童・生徒中心の「絆づくり」の両輪の取組
- ④教職員全体で点検し見直す：児童・生徒にとって適切であったか、有効だったかを検証

このサイクルを繰り返し、**教職員と児童・生徒と一緒に学校生活を充実した魅力あるもの**にしていく取組

参考 文部科学省 魅力ある学校づくり調査研究事業 https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido_01.html



不登校は問題行動か ～全ての教職員、社会全体で不登校への理解を深めましょう～

不登校は、

- 取り巻く環境によっては、**どの児童・生徒にも起こり得ること**
- 多様な要因・背景により、**結果として不登校状態**になっているということ
- その行為を「**問題行動**」として判断してはならないこと
- 「不登校児童・生徒が悪い」という**根強い偏見を払拭**すること

不登校は、「甘え」や「怠け」でも「弱いから」でもありません。

- 周りの何気ない一言や素振りが、不登校への「偏見」につながっていませんか。
- 教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、教育支援センターやフリースクールの方等を講師に、教職員みんなで不登校を考える機会をもちましょう。

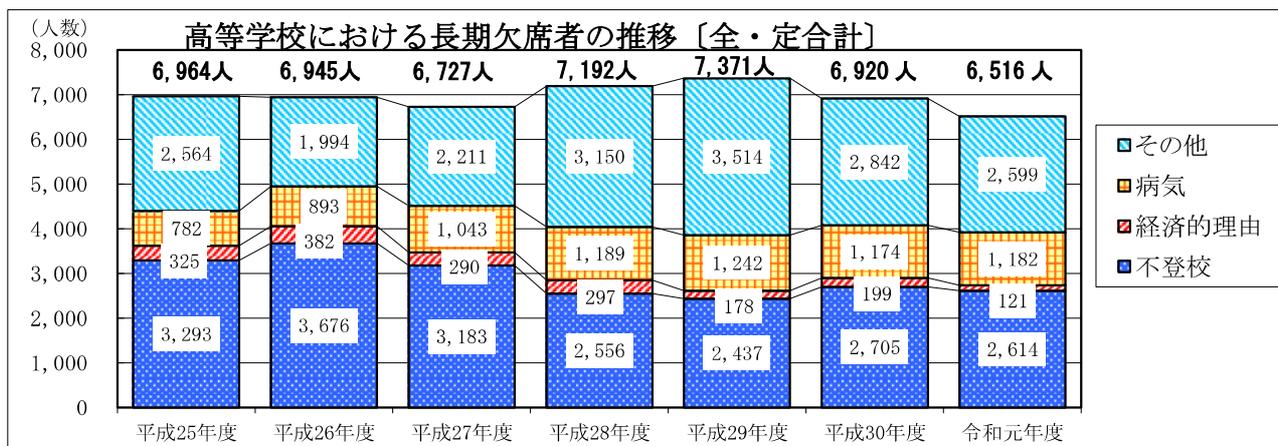
参考 神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」平成31年3月

IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

長期欠席者数は全日制、定時制ともに減少しました

理由別長期欠席者数の推移〔神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計【人】〕



きめ細かい支援により、長期欠席者が減少しました。

公立高等学校における長期欠席者数については、6,516人となり、前年度より404人減少しました。うち不登校生徒数は、2,614人（長期欠席者の40.1%）で、前年度より91人減少しました。

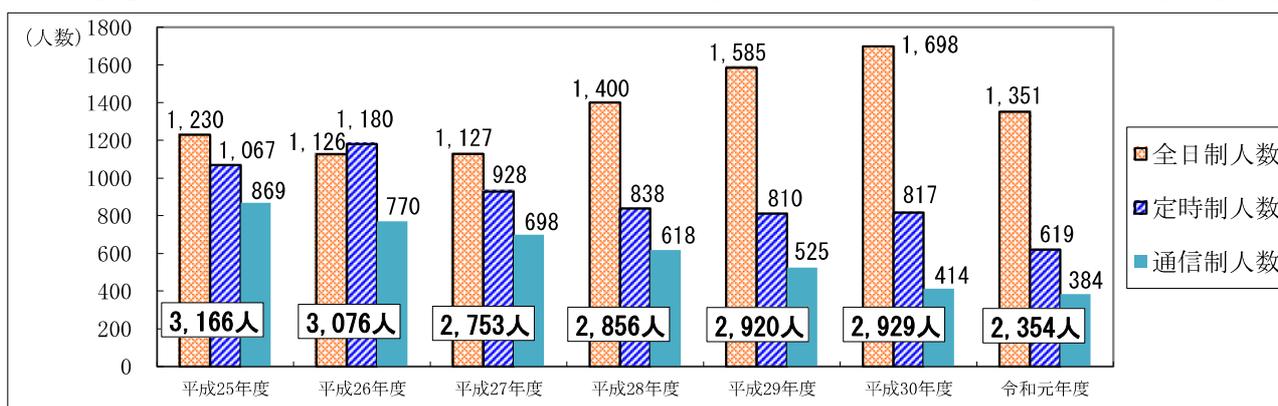
全日制、定時制を合わせた長期欠席者数、不登校生徒数はともに減少しています。その中でも定時制の減少が大きく、その理由として、定時制では様々な背景を持った生徒が在籍しており、教員がより細かな支援を行っていることの結果が表れ、長期欠席及び不登校の要因を早い段階で取り除くことができたと考えられます。

長期欠席者数のさらなる減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や就学意欲を高める継続的な指導・支援が必要と考えています。

V 中途退学者について（公立高等学校）

全課程において、中途退学者数が減少しました

公立高等学校における中途退学者数の推移〔全日制・定時制・通信制別〕【人】



退学率 [%]	年度							
	全日制	0.99	0.88	0.87	1.07	1.21	1.31	1.05
	定時制	11.46	12.72	10.72	10.34	10.61	11.69	9.89
通信制	15.02	14.61	14.35	14.39	13.68	11.17	10.64	

学習意欲を高める工夫や早期の支援に努めた結果、中途退学者が減少しました。

公立高等学校全体における中途退学者数は、2,354人でした（全日制は347人減少、定時制は198人減少、通信制は30人減少）。中途退学率については、全課程で低下しました。

中途退学者が減少した理由として、特に「学業不振」を理由に退学する生徒の減少が著しいことから、魅力ある授業等の推進とともに、早い段階から個別指導を行って単位未修得者を出さないようにする取組等が中途退学者の減少につながったと考えられます。

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- ① 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・ 指導されたことに激昂して教師の足を蹴った
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
 - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・ トイレのドアを故意に壊した
 - ・ 補修を要する落書きをした
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・ 他人の私物を故意に壊した
 - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「**児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの**」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P14に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和元年度				平成30年度				令和元、平成30年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,985	1,199	5,184	20.2	4,034	1,398	5,432	21.0	▲ 49	▲ 199	▲ 248	▲ 0.8
川崎市	129	227	356	3.4	123	194	317	3.1	6	33	39	0.3
相模原市	596	185	781	15.1	495	207	702	13.4	101	▲ 22	79	1.7
横須賀市	596	162	758	27.9	181	215	396	14.2	415	▲ 53	362	13.7
湘南三浦	572	290	862	11.2	325	289	614	7.9	247	1	248	3.3
県央	623	551	1,174	18.2	701	489	1,190	18.3	▲ 78	62	▲ 16	▲ 0.1
中	251	290	541	12.8	211	295	506	11.8	40	▲ 5	35	1.0
県西	192	238	430	18.2	100	190	290	12.0	92	48	140	6.2
神奈川県	6,944	3,142	10,086	15.6	6,170	3,277	9,447	14.5	774	▲ 135	639	1.1

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和元年度				平成30年度				令和元、30年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,365	1,265	5,630	21.9	4,123	1,423	5,546	21.5	242	▲ 158	84	0.4
川崎市	4,027	349	4,376	42.3	2,973	263	3,236	31.5	1,054	86	1,140	10.8
相模原市	1,349	348	1,697	32.7	1,400	384	1,784	34.1	▲ 51	▲ 36	▲ 87	▲ 1.4
横須賀市	997	180	1,177	43.3	860	181	1,041	37.3	137	▲ 1	136	6.0
湘南三浦	1,561	519	2,080	27.1	1,430	550	1,980	25.6	131	▲ 31	100	1.5
県央	3,677	675	4,352	67.6	3,109	611	3,720	57.2	568	64	632	10.4
中	5,615	979	6,594	155.7	5,070	754	5,824	135.4	545	225	770	20.3
県西	1,191	798	1,989	84.1	1,190	493	1,683	69.7	1	305	306	14.4
神奈川県	22,782	5,113	27,895	43.1	20,155	4,659	24,814	38.1	2,627	454	3,081	5.0

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		令和元年度 長期欠席					平成30年度 長期欠席					令和元年度、平成30年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他
横浜市	小	2,630	2,070	278	0	282	2,548	1,659	534	0	355	82	411	▲ 256	0	▲ 73
	中	4,156	3,782	281	0	93	3,828	3,319	375	0	134	328	463	▲ 94	0	▲ 41
	合計	6,786	5,852	559	0	375	6,376	4,978	909	0	489	410	874	▲ 350	0	▲ 114
	※	26.6	22.9				24.7	19.3				1.9	3.6			
川崎市	小	1,009	700	158	0	151	932	529	232	0	171	77	171	▲ 74	0	▲ 20
	中	1,616	1,389	187	0	40	1,593	1,338	203	0	52	23	51	▲ 16	0	▲ 12
	合計	2,625	2,089	345	0	191	2,525	1,867	435	0	223	100	222	▲ 90	0	▲ 32
	※	25.3	20.2				24.6	18.2				0.8	2.0			
相模原市	小	451	302	75	0	74	421	247	96	0	78	30	55	▲ 21	0	▲ 4
	中	913	825	74	0	14	916	833	71	0	12	▲ 3	▲ 8	3	0	2
	合計	1,364	1,127	149	0	88	1,337	1,080	167	0	90	27	47	▲ 18	0	▲ 2
	※	26.3	21.7				25.6	20.6				0.7	1.1			
横須賀市	小	409	228	82	0	99	302	189	68	0	45	107	39	14	0	54
	中	704	567	92	0	45	685	585	68	1	31	19	▲ 18	24	▲ 1	14
	合計	1,113	795	174	0	144	987	774	136	1	76	126	21	38	▲ 1	68
	※	41.0	29.3				35.4	27.8				5.6	1.5			
湘南三浦	小	950	441	210	0	299	862	386	240	0	236	88	55	▲ 30	0	63
	中	1,319	1,000	245	0	74	1,190	914	209	0	67	129	86	36	0	7
	合計	2,269	1,441	455	0	373	2,052	1,300	449	0	303	217	141	6	0	70
	※	29.5	18.7				26.5	16.8				3.0	1.9			
県央	小	851	430	255	0	166	837	371	312	1	153	14	59	▲ 57	▲ 1	13
	中	1,286	1,112	137	1	36	1,242	971	231	0	40	44	141	▲ 94	1	▲ 4
	合計	2,137	1,542	392	1	202	2,079	1,342	543	1	193	58	200	▲ 151	0	9
	※	33.2	23.9				32.0	20.6				1.2	3.3			
中	小	517	241	206	0	70	524	211	256	0	57	▲ 7	30	▲ 50	0	13
	中	741	530	196	0	15	747	513	212	0	22	▲ 6	17	▲ 16	0	▲ 7
	合計	1,258	771	402	0	85	1,271	724	468	0	79	▲ 13	47	▲ 66	0	6
	※	29.7	18.2				29.6	16.8				0.2	1.4			
県西	小	316	166	100	0	50	307	147	107	0	53	9	19	▲ 7	0	▲ 3
	中	430	324	82	0	24	457	355	80	0	22	▲ 27	▲ 31	2	0	2
	合計	746	490	182	0	74	764	502	187	0	75	▲ 18	▲ 12	▲ 5	0	▲ 1
	※	31.5	20.7				31.6	20.8				▲ 0.1	▲ 0.1			
神奈川県	小	7,133	4,578	1,364	0	1,191	6,733	3,739	1,845	1	1,148	400	839	▲ 481	▲ 1	43
	中	11,165	9,529	1,294	1	341	10,658	8,828	1,449	1	380	507	701	▲ 155	0	▲ 39
	合計	18,298	14,107	2,658	1	1,532	17,391	12,567	3,294	2	1,528	907	1,540	▲ 636	▲ 1	4
	※	28.4	21.9				26.7	19.3				1.6	2.6			

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、三宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は10,596件と前年度より増加（前年度より589件増加）

イ 校種別内訳

小学校	6,944件	増加	前年度より774件増加
中学校	3,143件	減少	前年度より134件減少
高等学校	509件	減少	前年度より51件減少

ウ 形態別内訳

対教師暴力	1,256件	増加	前年度より294件増加
生徒間暴力	7,619件	増加	前年度より195件増加
対人暴力	85件	減少	前年度より4件減少
器物損壊	1,636件	増加	前年度より104件増加

エ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	4,571人	減少	前年度より474減少
中学校	2,400人	減少	前年度より497人減少
高等学校	570人	減少	前年度より61人減少

オ 学年別加害児童・生徒数（延べ人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	661	765	815	886	1,059	1,008	1,224	978	633
(前年度比)	(-3)	(+39)	(-165)	(-141)	(+22)	(-55)	(-130)	(-136)	(-119)
学 年	高1	高2	高3・4						
人 数	317	217	106						
(前年度比)	(-24)	(-12)	(-20)						

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況【県独自項目】

○該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	199人 (4.4%)	増加	前年度より47人増加
中学校	42人 (1.8%)	増加	前年度より8人増加

○該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	2,015件 (29.0%)	増加	前年度より820件増加
中学校	339件 (10.8%)	増加	前年度より78件増加

(2) 調査結果の捉え

- 小学校における暴力行為の発生件数が、前年度に比べて増加している。
- 児童全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身に付いていない傾向が強まっていることが、増加した一因と考えられる。
- 「学年別加害児童・生徒数」を見ると、前年度、増加が顕著であった、小学校3・4年生の加害児童数は減少したが、小学校全体の暴力行為の発生件数は増加傾向にあるため、引き続き児童間の人間関係づくりの指導が必要である。
 小学校3・4年生のころになると児童は、友人とのかかわりの中でルールを意識し、相手の良いところを見つけたり、周囲の望ましい行動を自分の中に取り入れたりすることができるようになるといわれている。その後、他者との違いが分かるようになり、友人の気持ちに寄り添ったり、情報を批判的に捉えたりすることができるようになるといわれている。

他者とのかかわりの中で多くのことを学ぶこの時期に、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について重点的に指導する必要がある。

- 小学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児童数と、その児童が起こした暴力行為の件数が、前年度に比べて増加した。暴力行為を繰り返す児童について、市町村教育委員会とともに分析し、対応について検討していく必要がある。

また、全教職員で「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を共有したうえで、毅然とした指導を行うとともに、児童・生徒がその行為にいたるまでの気持ちについて振り返り、自らの言葉で表現できるよう支援する必要がある。そのうえで、された側の気持ちを思いやり、今後、同じような場面において、どのように行動すればよいのかをともに考える必要がある。また、学校全体で、継続して見守っていることを、その児童に伝えていくことも大切である。そして、行動の変化が見られた場合には、それを見逃さず認めることが重要である。

- 暴力行為を行う児童・生徒の行為の背景にある心理的な課題や生活環境の課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関との連携・協働で教育相談を充実させることが重要である。さらに、家庭・地域等の理解を得て、地域ぐるみで子どもたちを見守る取組を推進することが大切である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は**28,245件**（前年度より3,139件増加）

イ 校種別の内訳

小学校	22,782件	増加	前年度より2,627件増加
中学校	5,114件	増加	前年度より453件増加
高等学校	255件	増加	前年度より25件増加
特別支援学校	94件	増加	前年度より34件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数 (前年度)	37校 (22校)	38校 (36校)	8校 (4校)	0校 (2校)
いじめを認知した学校数に占める割合 (前年度)	4.3% (2.6%)	9.4% (8.8%)	8.5% (4.4%)	0.0% (9.5%)

エ いじめの現在の状況<解消しているものの割合>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和2年3月31日現在の状況 (前年度)	76.9% (76.1%)	78.1% (76.7%)	88.2% (83.9%)	77.7% (73.3%)
令和2年7月20日現在の状況【県独自項目】 (前年度)	94.6% (92.8%)	94.1% (90.5%)	89.4% (90.9%)	92.6% (81.7%)

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（小・中・高等学校）

学 年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
件 数 (前年度比)	3,318 (+294)	3,663 (+304)	4,020 (+482)	3,961 (+382)	4,261 (+670)	3,559 (+495)	2,448 (+201)	1,757 (+101)	909 (+151)
学 年	高 1	高 2	高3・4						
件 数 (前年度比)	134 (+14)	78 (+2)	43 (+9)						

(特別支援学校)

学 年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
件 数 (前年度比)	0 (±0)	0 (±0)	2 (±0)	1 (+1)	0 (±0)	0 (±0)	1 (±0)	3 (±0)	0 (±0)
学 年	高 1	高 2	高 3						
件 数 (前年度比)	39 (+17)	36 (+16)	12 (±0)						

カ いじめの態様（上位3項目）

(小・中・高・特別支援学校)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 16,244件 (57.5%)
- ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 5,349件 (18.9%)
- ③仲間はずれ、集団による無視をされる。 3,397件 (12.0%)

[パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる。 955件 (H28 541件)]

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目）（小・中・高・特別支援学校）

- ①職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った。 1,476校 (98.2%)
- ②スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。 1,454校 (96.7%)
- ③学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 1,401校 (93.2%)

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法

(上位3項目) 小・中・高・特別支援学校

- ①アンケート調査の実施 1,494校 (99.4%)
- ②個別面談の実施 1,343校 (89.4%)
- ③家庭訪問の実施 795校 (52.9%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数 (前年度)	11校 (10校)	12校 (11校)	1校 (0校)	0校 (0校)	24校 (21校)
重大事態発生件数 (前年度)	11件 (10件)	13件 (11件)	1件 (0件)	0件 (0件)	25件 (21件)
うち、第28条第1項第1号 (前年度)	4件 (5件)	3件 (4件)	1件 (0件)	0件 (0件)	8件 (9件)
うち、第28条第1項第2号 (前年度)	9件 (6件)	11件 (9件)	0件 (0件)	0件 (0件)	20件 (15件)

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	32	97.0	1	3.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

(2) 調査結果の捉え

- 小・中学校におけるいじめの認知件数が、前年度に比べて増加している。
- いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に、多くの児童・生徒がいじめにより心身に苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。
- 暴力行為と同様に、コミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身に付いていない傾向が強まっていることも増加した一因と考えられる。
- 「いじめの現在の状況」で「解消しているものの割合」が、令和2年3月31日（年度末）時点で77.2%、令和2年7月20日（夏季休業前）時点で94.4%となっており、どちらも前年度に比べて上昇している。

学校において、認知したいじめについて、年度を越えて情報を引き継ぎ、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。学校では、解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

- 「いじめの態様」の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。
SNS等を用いたいじめは、大人が発見しにくいことから、学校では子ども自身が自分のことで困ったときや、友だちのわずかな変化に気づいたときに、信頼できる大人に相談するなど、適切な行動がとれるように指導することが重要である。
- 学校では、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として考え、話し合うといった「いのちの授業」を行うことが大切である。
- 学校・家庭・地域が、いじめの問題について対話することなどをおして、地域ぐるみでいじめが起きにくい環境づくりを、更に進めていくことが必要である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.14～22）

ア 長期欠席児童・生徒数は18,345人（前年度より918人増加）、出現率は2.83%（前年度より0.16ポイント上昇）

小学校	長期欠席児童数	7,133人	（前年度より400人増加）
	出現率	1.59%	（前年度より0.1ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	11,212人	（前年度より518人増加）
	出現率	5.62%	（前年度より0.3ポイント上昇）

イ 理由別長期欠席者数

①病気は**2,663人**（前年度より638人減、出現率は0.41%（前年度より0.1ポイント下降））

小学校	児童数	1,364人（前年度より481人減少）
	出現率	0.30%（前年度より0.11ポイント下降）
中学校	生徒数	1,299人（前年度より157人減少）
	出現率	0.65%（前年度より0.07ポイント下降）

②経済的理由は**1人**（前年度より1人減）、出現率は0.00%（前年度より増減なし）

小学校	児童数	0人（前年度より1人減少）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	1人（前年度より増減なし）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）

③不登校は**14,148人**（前年度より1,554人増）、出現率は2.18%（前年度より0.25ポイント上昇）

小学校	児童数	4,578人（前年度より839人増加）
	出現率	1.02%（前年度より0.19ポイント上昇）
中学校	生徒数	9,570人（前年度より715人増加）
	出現率	4.80%（前年度より0.4ポイント上昇）

④その他は**1,533人**（前年度より3人増）、出現率は0.24%（前年度より0.01ポイント上昇）

小学校	児童数	1,191人（前年度より43人増加）
	出現率	0.27%（前年度より0.02ポイント上昇）
中学校	生徒数	342人（前年度より40人減少）
	出現率	0.17%（前年度より0.02ポイント下降）

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	64.2%（前年度より8.7ポイント上昇）
中学校	85.4%（前年度より2.6ポイント上昇）
小・中合計	77.1%（前年度より4.8ポイント上昇）

エ 学年別不登校児童・生徒数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	273	424	599	825	1,084	1,373	2,524	3,294	3,752
(前年度比)	(+57)	(+82)	(+125)	(+159)	(+198)	(+218)	(+283)	(+42)	(+390)

オ 欠席日数別不登校児童・生徒数（不登校児童・生徒全体に占める割合）

年間 30日～ 89日の欠席	6,100人 (43.1%)	前年度 5,100人 (40.5%)
年間 90日以上欠席	8,048人 (56.9%)	前年度 7,494人 (59.5%)
年間出席日数が10日以下	1,796人 (12.7%)	前年度 1,529人 (12.1%)
年間出席日数が0日	544人 (3.8%)	前年度 484人 (3.8%)

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	27.3%（前年度より5.4ポイント下降）
中学校	24.9%（前年度より6.0ポイント下降）

② 指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	22.7%（前年度より0.4ポイント上昇）
中学校	23.6%（前年度より1.6ポイント上昇）

③ ①②を合わせた「改善率」

小学校	50.0% (前年度より5.0ポイント下降)
中学校	48.4% (前年度より4.5ポイント下降)
小・中合計	48.9% (前年度より4.5ポイント下降)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校（上位3項目）（不登校児童総数に占める割合）

- ① 病院、診療所 757人 (16.5%)
- ② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 641人 (14.0%)
- ③ 児童相談所、福祉事務所 489人 (10.7%)

中学校（上位3項目）（不登校生徒総数に占める割合）

- ① 病院、診療所 1,056人 (11.0%)
- ② 教育支援センター(適応指導教室) 893人 (9.3%)
- ③ 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 740人 (7.7%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び不登校児童・生徒数に占める割合

- 小学校 2,168人 (前年度より511人増加) 47.4% (前年度より3.1ポイント上昇)
- 中学校 3,494人 (前年度より394人増加) 36.5% (前年度より1.5ポイント上昇)
- 小・中合計 5,662人 (前年度より905人増加) 40.0% (前年度より2.2ポイント上昇)

(2) 調査結果の捉え

- 小・中学校における不登校の児童・生徒数が、前年度に比べて増加している。
- 「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学校が欠席理由を不登校と積極的に捉えるとともに、不登校は環境によって誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援を行うようになったことが増加の一因と考えられる。
- フリースクール等の民間団体・民間施設で、相談・指導を受けた不登校の児童・生徒が増加しており、734人である。あわせて、そのうち、学校が指導要録上出席扱いとした児童・生徒数も増加しており、401人である。各学校において、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認める傾向が、見られ始めている。
学校では、フリースクールをはじめとした関係の施設とこれまで以上に連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」と認めるなど、積極的に評価していくことが必要である。
- 年間90日(年間授業日の半数程度)以上欠席している不登校の児童・生徒数が増加している。また、その約3割が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況となっている。
学校は、長期にわたって欠席している児童・生徒、保護者の支援に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、「チーム支援」の取組を充実させていくことが重要である。
- 学校では新たな不登校を生まない未然防止および早期発見・初期対応の取組が必要である。
学校生活のあらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努める必要がある。また、同時に豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが重要である。

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.23～30）

ア 長期欠席生徒数は**6,516人**（前年度より404人減少）

全生徒数のうち長期欠席生徒数の割合（出現率）は4.84%（前年度より0.21ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	4,527人（前年度より57人減少）
	長期欠席出現率	3.53%（前年度より0.01ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	1,989人（前年度より347人減少）
	長期欠席出現率	31.79%（前年度より1.52ポイント下降）

イのうち、不登校生徒数は**2,614人**（前年度より91人減少）

全生徒数のうち不登校生徒数の割合（出現率）は1.94%（前年度より0.03ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,949人（前年度より91人増加）
	出現率	1.52%（前年度より0.09ポイント上昇）
定時制	不登校生徒数	665人（前年度より182人減少）
	出現率	10.63%（前年度より1.45ポイント下降）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 322人 12.32%
（前年度より10人減少 0.05ポイント上昇）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 821人 31.41%
（前年度より99人減少 2.60ポイント下降）

（2）調査結果の捉え

- 全日制、定時制を合わせた長期欠席者数、不登校生徒数はともに減少している。
- 定時制における不登校生徒出現率は高い状況にあるが、長期欠席者数及び不登校生徒数は大きく減少しており、出現率も低下している。定時制には様々な背景を持った生徒が在籍しており、教員がより細かな支援を行っていることの成果が表れ、長期欠席及び不登校の要因を早い段階で取り除くことができていると考えられる。
- 長期欠席生徒や不登校生徒へのさらなる指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方、外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の充実を図っていく必要がある。
- さらに長期欠席生徒数の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導の充実を図る。また、学習意欲や就学意欲を高める指導・支援も継続していく必要がある。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.31～33）

ア 中途退学者数は**2,354人**（前年度より575人減少）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,351人（前年度より347人減少）
	中途退学率	1.05%（前年度より0.26ポイント下降）
定時制	中途退学者数	619人（前年度より198人減少）
	中途退学率	9.89%（前年度より1.80ポイント下降）
通信制	中途退学者数	384人（前年度より30人減少）
	中途退学率	10.64%（前年度より0.53ポイント下降）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	562人・41.6% (前年度 563人・33.2%)
	学校生活・学業不適應	509人・37.7% (前年度 700人・41.2%)
	学業不振	101人・7.5% (前年度 203人・12.0%)

定時制	進路変更	256人・41.4% (前年度 344人・42.1%)
	学校生活・学業不適應	193人・31.2% (前年度 226人・27.7%)
	その他の理由	91人・14.7% (前年度 126人・15.4%)

通信制	その他の理由	327人・85.2% (前年度 358人・86.5%)
	進路変更	37人・9.6% (前年度 36人・8.7%)
	学校生活・学業不適應	12人・3.1% (前年度 12人・2.9%)

ウ 懲戒による退学者数は0人(前年度0人)

(2) 調査結果の捉え

- 特に「学業不振」を理由に退学する生徒の減少が著しいことから、魅力ある授業等の推進とともに、早い段階から個別指導を行って単位未修得者を出さないようにする取組等が中途退学者の減少につながったと考えられる。
- 公立高等学校では中途退学者数を減少させるために、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、きめ細かな生徒指導・学習指導・教育相談等のさらなる充実を図り、様々な課題のある生徒に対する支援を継続していく。

6 自殺の状況(公立小・中・高等学校)

(1) 調査結果の概要(詳細データは資料2のP.34)

小学生1人、中学生9人、高校生8人、合計18人(前年度 小1人 中5人 高9人 計15人)

(2) 調査結果の捉え

- 令和元年度、本県における公立学校において、18人の尊い命が失われたことを重く受け止め、自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。
- 児童・生徒自身が、悩みに対処する方法を知り、自分のことで困ったときや、友だちのわずかな変化に気づいたときなどに、信頼できる大人や専門機関等に相談できるようにすることが重要である。
- 学校教育全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にする教育」を推進するとともに、自殺予防に向けては、各学校において、児童・生徒の発達の段階等に応じて、次のような取組を、より一層充実していくことが重要である。
 - ・児童・生徒の状況を把握するためのアンケートや個人面談の充実及び全教職員での確実な情報共有
 - ・教育相談コーディネーターを中心としたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働による教育相談体制の充実
 - ・校内の相談窓口をはじめ、「24時間子供SOSダイヤル」「SNSいじめ相談@かながわ」等、相談窓口の周知徹底
 - ・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
 - ・「自殺対策に関する出前講座」の活用など、教員研修の実施
 - ・児童相談所や保健所等の保健福祉機関や医療機関、県警少年相談・保護センター等の警察機関など、関係機関との連携

7 出席停止の状況（市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.35）

小学生0件、中学生0件、合計0件（前年度 小学生0件、中学生0件、合計0件）

（2）調査結果の捉え

- 令和元年度、出席停止の該当はなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等による密接な連携、協力のもと、早い段階から対応していくことが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.36～38）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は47機関、教育相談員数375人、1機関あたり8.0人。教育相談件数は47,052件。

（2）調査結果の捉え

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席者数がそれぞれ増加しており、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が相談しやすい場所となるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を推進することが重要である。

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川元気な学校ネットワークの推進 (H23～)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

魅力ある学校づくり

■魅力ある学校づくり調査研究事業 (R元～)

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けた、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業 (H19～)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業 (H27～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。併せて、人権や福祉等に関する効果的な指導事例を検討し、取組の成果を指導資料にまとめ全県に普及する。

■教育相談コーディネーターの養成・配置 (H16～)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

■スクールカウンセラーの活用 (H7～)

(R2) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応
高 校：全高等学校及び中等教育学校に86人のSCで対応。

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

■スクールソーシャルワーカーの活用 (H21～)

(R2) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)
高 校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

関係機関との連携

■県学校・フリースクール等連携協議会 (H18～)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

■相談窓口の開設 (H6～)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■SNSを活用したいじめ相談 (H30～)

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施。令和2年度は県内全ての中高生を対象に、通年(5月～3月)で実施している。

家庭・地域との協働

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」(H23～)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進 (H29～)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。

「いのち」の授業の推進 (H24～)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つに、「いじめを考える」を設定し、様々な実践事例を収集する。併せて、効果的な指導方法を検討し、指導資料にまとめ全県に普及する。

【参考】

児童・生徒指導全般に関する資料	
<p>「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html</p>	
<p>＜作成の趣旨＞</p> <p>○ いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。</p> <p>○ そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。</p>	
<p>＜コンセプト＞</p> <p>○ 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。</p> <p>○ 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。</p> <p>○ 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。</p>	
<p>「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html</p>	
<p>「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 平成31年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html</p>	
<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和2年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/tameni_r01_3.html</p>	

<p>「インクルーシブな学校づくり Ver. 3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%96%E3%81%AA%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8AVer.3.0.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h27/pdf/27005%E3%82%B3%E3%83%9F%E3%83%A5%E3%83%8B%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成25年2月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai24.pdf</p>	

<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/leaf.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和元年8月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/r01leaf.pdf</p>	

<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年5月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoubousi24/futoukoubousi24-00.pdf</p>	

<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年2月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536166/index.html</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	
<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	

<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h28/pdf/ %E9%81%93%E5%BE%B3%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h28/pdf/ %E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%EF%BC%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%EF%BC%89.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/ %E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E3%81%AE%E3%81%AA%E3%81%84%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf</p>	

<p>関係機関との連携等に関する資料</p>	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 平成28年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf</p>	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf</p>	

<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf</p>	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和元年10月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html</p>	

<p>教育相談・学習支援等に関する資料</p>	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年6月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/cnt/f534702/index.html</p>	
<p>「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年7月改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf</p>	
<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/01008%E5%AE%9F%E6%84%9F%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%92%E3%82%88%E3%81%86%EF%BC%81%E4%BB%8A%E3%80%81%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%94%B9%E5%96%84Ver2.pdf</p>	
<p>「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」 神奈川県立総合教育センター 令和30年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E4%B8%80%E8%B2%AB.pdf</p>	

<p>「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ チーム学校が、パワーになる！」 神奈川県立総合教育センター 令和29年7月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.pdf</p>	

<p>自殺等に関する資料</p>	
<p>「中高生の自殺予防に向けた ころサポートハンドブック」 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/</p>	
<p>「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 文部科学省 平成22年3月</p>	
<p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf</p>	
<p>「<小学校>自らのいのちを守るために ～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007%E3%81%84%E3%81%AE%E3%81%A1%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B.pdf</p>	

<p>体罰防止に関する資料</p>	
<p>「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/gkt/tbb-guidelines.html</p>	

新型コロナウイルス感染症対策に関する資料

「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う
学習等に関する指導資料(小・中学校)」
神奈川県教育委員会 令和2年5月



https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/siryou_j.html

「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(小・中学校)」
神奈川県教育委員会 令和2年5月



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62690/bessi3.pdf>